

## バイオマスマーク認定商品を複数併用する際の扱いについて

### 1. 背景と経緯

#### <背景>

バイオマスマーク認定商品は、同一用途は無論、業界も多岐にわたって認証してきたことにより、認定商品同士を組み合わせた物品を製造して流通する事業者がいます。即ち、市場に出回る物品は、複数の部材により構成されており、その部材の複数にバイオマス認定商品が採用・利用されるケースが増えてきました。

一方、バイオマスマークは、各マークと認定番号を併記して表示することを原則としていますが、記載できるスペースなど、物品を扱う側への考慮が必要になってきています。

以上の状況から、製造や供給者側だけではなく、複数の認定商品を併用するなどの利用者側の事案に対する整備が喫緊の課題となっていることから対応策を検討いたしました。

#### <経緯>

協会では、運営委員会や事務局で検討の結果、喫緊の対応が必要なことから、当面は以下の対応を図ることといたしました。

- ① マークが表示されること
- ② 可能な限り、バイオマス度を表す数字入りのマークを使用する
- ③ 数字を入れることが難しい事案の対処法を用意する

これらのことを考慮して、バイオマスマーク認定取得事業者及びマーク利用者に表示方法の選択肢を用意いたしました。

### 2. 表示方法の整理

- (1) 利用者がマーク使用契約者の商品を購入して、マーク使用契約者の管理の下、認定マークをそのまま表示する場合（申請書の提出不要）

#### 1) 従前の継続

- ① 単一商品の場合

マーク使用契約者の管理の下、認定商品の認定マークを表示する。

マーク使用契約者：A社の認定商品（インキ） No.111111



利用者：B社の商品（A社のインキを使用） No.111111



※B社(利用者)が、独自の認定番号を使用したい場合は、通常通りの認定申請を行い、認可後の使用条件を負います。

② 複数商品併用の場合

マーク使用契約者の管理の下、認定商品ごとに各認定マークを全て並べて表示する。

マーク使用契約者：A社の認定商品（インキ） No.111111

マーク使用契約者：C社の認定商品（フィルム） No.222222



利用者：B社の商品（A社のインキ、C社のフィルムを使用）

No.111111 No.222222



2) 同じバイオマス度の場合の新設

・表示スペースの問題等から、全て並べて表示できないときは、以下の対応とする。

① マーク使用契約者の管理の下、その数値を表示し、各部位の認定番号を全て明記する。

マーク使用契約者：A社の認定商品（インキ） No.111111（表示バイオマス度 10%）

マーク使用契約者：A社の認定商品（接着剤） No.333333（表示バイオマス度 10%）



利用者：B社の商品（A社のインキと接着剤を使用）

No.111111 }（表示バイオマス度 10%）  
No.333333 }



(2) 利用者が全体の物品を構成する部材に複数のバイオマスマーク商品を購入して、マーク使用契約者の管理の下、認定マークをそのまま表示しない（できない）場合

1) 複数の認定商品の全てが、同一マーク使用契約者でバイオマス度が異なる場合

・マーク使用契約者の管理の下、バイオマス度の表示がないマークを用いて、使用する「各部位」を明記し、下段に認定番号を全て明記する。

マーク使用契約者：A社の認定商品（インキ） No.111111（表示バイオマス度 10%）

マーク使用契約者：A社の認定商品（接着剤） No.666666（表示バイオマス度 20%）



利用者：B社の商品（A社のインキ、接着剤を使用）

No.111111 }（表示バイオマス度なし）  
No.666666 }

※ただし、バイオマス度の表示をしないため、マーク使用契約者が別途、協会へ複数併用の申請を行う。（申請「様式10」）



## 2) 用いる認定商品が、異なるマーク使用契約者の物が混在する場合

※ 複数利用する者に、複数併用の申請を行っていただき、新たな認定番号を所得していただきます。(申請「様式11」)

【理由】マーク使用契約者が複数存在することとなり、管理する責任の所在が不明瞭となるため

### ① 複数の認定商品の全てが同じバイオマス度認定の場合

・この場合はバイオマス度の表示があるマークを用いて、バイオマスマーク直下に、使用する「各部位」を明記し、下段に「新たな認定番号」を記載する。

マーク使用契約者：A社取得の認定商品（インキ）No.111111（表示バイオマス度10%）

マーク使用契約者：D社取得の認定商品（ニス）No.444444（表示バイオマス度10%）



利用者：B社の商品（A社のインキ、D社のニスを使用）  
No.555555（表示バイオマス度10%）



### ② 複数の認定商品のバイオマス度が異なる場合

・用いる認定商品がのバイオマス度が異なる場合は、①と同様な扱いになるが、バイオマス度の表示がないマークを用いることになる。

マーク使用契約者：A社取得の認定商品（インキ） No.111111（表示バイオマス度10%）

マーク使用契約者：E社取得の認定商品（接着剤） No.777777（表示バイオマス度20%）



利用者：B社の商品（A社のインキとE社の接着剤を使用）  
No.888888（表示バイオマス度なし）



## 3. 複数併用に関連して利用者が申請する場合の運用

・認定商品を複数併用する利用者が新たに申請する際の運用方法等については、事業実施細則の「別添2 バイオマスマーク認定商品の複数併用認定に係る手引」に則って、手続き、運用いただきます。

以上